

雇児発0409第10号

社援発第0409第2号

平成27年4月9日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省社会・援護局長  
( 公 印 省 略 )

被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）による  
被災者健康・生活支援事業の実施について

被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）による被災者健康・生活支援事業については、今般、別紙のとおり「被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）による被災者健康・生活支援事業実施要領」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、本事業の実施につきお願いする。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。

## 別紙

### 被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）による 被災者健康・生活支援事業実施要領

#### 第1 目的

この交付金は、東日本大震災に伴う避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、被災者（広域避難者等を含む。）を取り巻く環境の変化に対応し、その現に居住する地域において、安定的な日常生活を営むことができるよう、地域コミュニティの活性化を図りつつ、必要な支援を行うための体制の構築を図るとともに、被災の影響により、子どもたちが抱える様々な課題を解決し、元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な地域づくりの推進を図ることを目的とする。

#### 第2 実施主体

本事業の実施主体は、別添1及び別添2により対象事業毎に定めるものとする。

#### 第3 対象事業

交付金の交付の対象となる事業は、実施主体が地域の実情に応じて実施する次に掲げる事業とする。

##### 1 地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業

別添1に基づき、地域コミュニティの活性化を図りつつ、日常生活上の相談支援や孤立防止のための見守り、住民同士の交流機会の提供など、被災者の安定的な日常生活の確保に向け、必要な支援体制の構築を図るための取組を実施する事業。

##### 2 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業

別添2に基づき、被災した子どもの心身の健康・生活面等における支援の強化に必要な以下の(1)から(6)の施策を総合的に実施する事業。

(1) 子ども健やか訪問事業

(2) 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業

- (3) 遊具の設置や子育てイベントの開催
- (4) 親を亡くした子ども等への相談・援助事業
- (5) 児童福祉施設等給食安心対策事業
- (6) 保育料等減免事業

#### 第4 国の補助

国は、本事業の実施に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

## 地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業実施要領

### 1 目的

本事業は、東日本大震災の被災者（広域避難者等を含む。以下同じ。）が、現に居住する地域において、安定的な日常生活を営むことができるよう、地域における社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO、住民組織などが適切な役割分担の下で連携し、地域コミュニティの活性化を図りつつ、日常生活上の相談支援や孤立防止のための見守り、住民同士の交流機会の提供、地域社会への参加促進など必要な支援を行うための体制を構築することを目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、次のいずれかによるものとする。

#### （1）直接補助として行う場合

この場合の実施主体は、岩手県、宮城県、福島県及び当該三県の管内市町村又は山形県、新潟県、長野県、愛知県（以下「被災三県等」という。）とする。

また、本事業の全部又は一部を適切な運営が確保できると認められる社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO等の団体に委託して実施して差し支えない。

#### （2）間接補助として行う場合

この場合の実施主体は、被災三県等が本事業の適切な運営が確保できるものとして認める社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO等の団体とする。

### 3 事業内容

本事業は、次の（1）から（5）までに掲げる事業の中から、地域の実情に応じ、全部又は一部を実施すること。

なお、（1）に掲げる事業については、被災三県等において、県及び市町村単位で必ず実施しなければならないものであること。

(1) 「被災者生活支援調整会議」を開催する事業

地域において、被災者の日常生活支援を行う社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO、地域コミュニティ活動団体等の関係機関の活動内容の調整等を行うことにより、事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、以下のような内容で「被災者生活支援調整会議」を開催する。

ア 「被災者生活支援調整会議」は、本事業を実施し、又は本事業を実施する団体に対して補助を行う地方自治体が参画するものとし、被災者の日常生活支援を行う社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、地域コミュニティ活動団体等により構成すること。

イ 本会議では、相談支援、見守り活動など地域において必要とされる支援の内容や関係団体の役割分担に関する検討、支援の実施状況に関する検証等を行うこと。

ウ 本会議を活用し、各団体間の密接な連携を確保すること。

エ 本会議は、概ね年2回以上開催すること。

オ 本会議は、既存の協議の場を活用して行うことも差し支えないこと。

(2) 地域住民による地域コミュニティ活動の活性化を図るための事業

地域住民相互の声かけ、見守りなど、地域において、被災者の支援を下支えする共助の取組を活性化するため、以下のような事業を実施する。

ア 地域住民の生活実態や地域コミュニティ活動の活動主体、活動実態などを把握するための調査等の実施

イ 自治会等地域コミュニティ活動団体の立ち上げ費用の助成

ウ 地域住民相互の交流促進を図るための交流会等の開催

エ 地域コミュニティ活動に関して、地域住民への普及啓発を図るための講習会等の開催

(3) 被災者に対する日常生活支援を行う事業

被災者のニーズを適切に把握した上で、その安定的な日常生活が確保されるよう、以下のような支援を実施する。

なお、これらの支援の実施に当たっては、地域コミュニティ活動を適切に取り入れ、可能な限り効率的な支援体制の構築に努めること。

ア 被災者の日常生活に関する相談支援

イ 被災者の日常生活の安定確保に資する情報提供

- ウ 仮設住宅等への巡回訪問等を通じた見守り、声かけ
- エ 他制度では対応が困難なニーズに対する生活援助
- オ 支援が困難なケースについて、関係者が連携して対応するためのケース検討会議の開催

(4) 被災者支援従事者の資質向上等を図るための事業

被災者のニーズに応じて、被災者支援従事者が的確な支援を行うことができるよう、以下のような事業を実施する。

- ア 被災者支援従事者の資質向上のための研修会の実施
- イ 被災者支援従事者のメンタルヘルスに関する講習会の実施

(5) その他被災者の安定的な日常生活の確保に資するものとして被災三県等が必要と認めた事業

4 相談員等の配置

被災者に対する包括的な支援体制を構築するために、相談員等を必要に応じ適当数配置すること。

5 本事業の実施に当たっての留意事項

(1) 関連施策との連携

被災者に対する包括的な支援体制が確保されるよう、「寄り添い型相談支援事業」を始め、「被災者の心のケア支援事業」や「地域支え合い体制づくり事業」、復興庁が行う「被災者支援コーディネート事業」など被災者の健康・生活支援を行う関連施策との密接な連携の確保に努めること。

また、被災者生活支援調整会議などの場を活用し、日頃から高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや、障害者の相談窓口である相談支援事業所等の既存社会資源との連携を図りつつ、必要に応じてこれらの協力を得ること。

(2) 個人情報の取扱い

被災者に対する支援を効果的に行う観点から、関係者間での個人情報の共有にできる限り努めると同時に、個人情報の適切な管理に十分配慮し、事業の実施に

携わる職員が業務上知り得た秘密を漏らさないよう、関係者への周知徹底を図るなどの対策を適切に行うこと。

### (3) 実施状況に関するデータの整理

本事業による政策効果を検証するため、別添様式に従い、本事業を実施する団体ごとに、毎月1日時点における見守り等の被災者支援の実施状況に関するデータを整理するものとし、厚生労働省の指示に従ってこれを報告すること。

### (4) 本事業に係る交付金の使途

本事業は、被災者の安定的な日常生活を支援することを目的として、東日本大震災特別会計を財源として実施する事業であることから、被災者以外を対象とする一般施策とは経理を厳格に区分し、本事業に係る交付金を当該一般施策に流用することのないようにすること。

### (5) その他

本事業の終期を見据えつつ、既存の一般施策への移行を含めた対応を検討し、本事業の効率的かつ効果的な事業実施に努めること。

## 1. 実施団体の概要

|       |  |
|-------|--|
| 団体名   |  |
| 代表者名  |  |
| 法人連絡先 |  |
| 法人所在地 |  |

## 2. 相談員数

|         | 専任職員数 | 兼務職員数 | 合計数 |
|---------|-------|-------|-----|
| 相談員数    |       |       |     |
| その他の職員数 |       |       |     |
| 合計      |       |       |     |

※ 相談員数には、見守りや相談等の直接的な支援を担う職員のほか、これらの職員をコーディネートする職員の数も合わせて記載する。

## 3. 支援対象地域

| 支援対象地域 | 左記の支援対象地域の人口 |
|--------|--------------|
|        |              |

※ 人口には、被災者以外の者を含む支援対象地域の全人口を記載する。

## 4. 見守り対象世帯数

|         | 世帯数 | 入居者数 | 見守り対象者数       |               |               |            |        |
|---------|-----|------|---------------|---------------|---------------|------------|--------|
|         |     |      | うち 65 歳以上高齢者数 | うち頻回の見守りが必要な者 | うち通常の見守りが必要な者 | うち見守りが不要な者 | 不明・その他 |
| 仮設      |     |      |               |               |               |            |        |
| 仮設借り上げ  |     |      |               |               |               |            |        |
| 災害公営住宅等 |     |      |               |               |               |            |        |
| その他     |     |      |               |               |               |            |        |
| 合計      |     |      |               |               |               |            |        |

※1 頻回の見守りとは、通常よりも頻回の訪問が必要であると実施主体が判断した者とする。

※2 通常の見守りとは、訪問又は電話等により、生活状況の把握を継続して行っている者とする。

※3 見守りが不要とは、本人の申出又は生活が自立しているなどの理由により、実施主体が見守りは不要と判断した者とする。



## 5. 支援の実施回数

| 支援内容                       | 支援を行った対象者数 | 実施回数 |
|----------------------------|------------|------|
| 訪問による声かけ・見守り・相談支援・情報提供等の支援 |            |      |
| 電話による声かけ・見守り・相談支援・情報提供等の支援 |            |      |
| 来所による声かけ・見守り・相談支援・情報提供等の支援 |            |      |
| 他機関へのつなぎ                   |            |      |
| 買い物支援など上記以外の生活支援           |            |      |
| 地域住民相互の交流促進等を図るためのイベントの開催  |            |      |
| その他                        |            |      |
| 合計                         |            |      |

※1 実施回数の欄には、対象者に対し支援を行った延べ回数を記載すること。

## 6. 5の「生活支援」の具体的取組内容

## 7. 5の「その他」の具体的取組内容

## 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業実施要領

### 1 目的

様々な形で東日本大震災による被災の影響を受けている子どもたちが抱える課題を解決し、元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会づくりの推進を図るため、被災した子どもの心身の健康・生活面等における支援の強化に必要な施策を総合的に実施することを目的とする。

### 2 事業の種類

#### (1) 子ども健やか訪問事業

##### ① 事業内容

東日本大震災により、仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもがいる家庭で、心身の健康・生活面の負担を強いられている子育て家庭や、長期の避難生活から自宅に帰還した後であっても、避難生活による子どもの心身の健康・生活面への影響等への対応が必要と考えられる家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談、生活・育児支援、専門の支援機関の紹介などを行う。

訪問は、地域のニーズに応じた適切な人材が担うこととし、人材確保については、被災地で活動している民間団体等の協力を得るなどの工夫を図る。

##### ② 対象者

対象者は、避難生活をしている被災児童のいる家庭や長期の避難生活から自宅へ帰還した家庭等とする。

##### ③ 実施主体

実施主体は、岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災県」という。）並びに仙台市、盛岡市、郡山市及びいわき市（以下「被災指定都市等」という。）並びに被災県内の市町村（被災指定都市等を除く。以下同じ。）とし、この事業の全部又は一部を実施主体が適当と認めた者に委託することができる。

##### ④ 実施方法

###### ア 訪問者

保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員、児童委員、子育て経験者、ヘルパー、個人ボランティア等から広く人材を発掘し、訪問者として登用す

る。なお、人材確保については、被災地で活動している民間団体等の協力を得るなどの工夫を図る。

#### イ 研修

訪問者に対しては、事前に必ず研修を実施すること。

研修内容は、各地域の実情に応じた内容で実施するものとし、実施に当たっては、支援に必要な知識の修得に加え、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等も行い、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については、省略しても差し支えない。

#### ウ 支援の内容

避難生活をしている被災児童のいる家庭や長期の避難生活から自宅へ帰還した家庭等を訪問し、以下の支援を行うものとする。

- (ア) 育児や児童の心身の健康に関する不安や悩みの傾聴、相談
- (イ) 生活や育児に関する必要な援助
- (ウ) 子育て支援に関する情報提供、専門の支援機関の紹介
- (エ) 児童や保護者の心身の様子や養育環境の把握
- (オ) 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

#### エ 個人情報保護と守秘義務

事業の実施を通じて訪問者が知り得た個人情報の適切な管理や秘密の保持のため、以下の対応等により万全を期すこと。

- (ア) 個人情報の適切な管理や守秘義務についての規程を定め、これを事業の従事者に周知する。
- (イ) 特に訪問者に対しては、個人情報の適切な管理や守秘義務について、研修等を行い周知徹底する。
- (ウ) 非常勤職員等の委嘱手続き等においては、誓約書を取り交わすことなどの具体的措置を講じる。

#### オ 関係機関への情報提供及び支援内容の検討

訪問により支援が必要な家庭については、必要に応じて、個別ケースごとに具体的な支援の種類や内容等について、訪問者、地方公共団体の事業担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ、養育支援訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけること。

なお、関係機関への情報提供に際しては、保護者の同意を得て行うこととし、必要な場合は、要保護児童対策地域協議会を活用する等、個人情報の保

護や守秘義務については、十分留意すること。

## (2) 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業

### ① 事業内容

仮設住宅の共有建物の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修するなどして、子どもたちが安心して過ごすことができるスペースとして確保し、また、当該スペースにおいて子どもたちの遊び等への支援を行う者及びスペースを管理する立場の者を確保することにより、仮設住宅に住む子どもたちへの支援を行うもの。

### ② 対象者

対象者は、仮設住宅に居住する被災児童等とする。

### ③ 実施主体

実施主体は、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、栃木県及び長野県（以下「仮設住宅設置県」という。）並びに仮設住宅設置県内の指定都市、中核市及び市町村とし、この事業の全部又は一部を実施主体が適当と認めた者に委託することができる。

### ④ 留意事項

ア 本事業における「仮設住宅」とは、災害救助法に基づき建設される応急仮設住宅を指すものであること。

イ 本事業における「改修」には、仮設住宅等の構造を変える又は効用を増加させる内容のものは含まれないこと。

ウ 本事業の実施に当たっては、必ずしも仮設住宅等の改修が必要となるものではないが、改修を実施する場合は、事業開始前に関係機関の合意が得られていること。

エ 本事業の実施場所は、仮設住宅又は仮設住宅の同一敷地内若しくは近接する地域内に設置される集会施設等に限るものとする。

オ 事業の実施にあたっては、児童の安全や健全な育成環境を確保する体制を整備すること。

## (3) 遊具の設置や子育てイベントの開催

### ① 事業内容

被災地の子どもの運動機会が減少していることを踏まえ、被災地における子どもたちの遊び場の確保などの事業を積極的に支援することにより、子どもの

運動機会を確保することを目的とする。

児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備するとともに、移動式の大形遊具を活用した子育てイベントの開催などを支援するもの。

② 対象者

対象者は、対象地域に居住する被災児童等とする。

③ 実施主体

実施主体は、被災県、被災指定都市等及び被災県内の市町村とし、この事業の全部又は一部を実施主体が適当と認めた者に委託することができる。

④ 留意事項

ア 設置に当たって何らかの形態で建物の基礎部分等に固定する必要がある又は設置のための基礎工事の実施が必要とされる遊具については、脱着又は移動の可否に関わらず補助対象とはならないこと。

イ 保育士や保健師等被災児童への支援を行っている者を直接対象とする事業を実施する場合には、事業の趣旨・目的及び対象者等に応じて、親を亡くした子ども等への相談・援助事業との整理を明らかにできるようにすること。

(4) 親を亡くした子ども等への相談・援助事業

① 事業内容

東日本大震災による被災児童及びその家族が抱える生活状況の激変に伴う様々な不安や悩みを解決し、被災前の生活や心理・健康状態を取り戻すことを目的とし、被災児童に対する心身の健康に関する相談・援助等を行う以下の事業。

ア 子どもの心身のケアセンター設置等事業

被災児童の心又は体の健康に関する相談・援助を行うケアセンター等の設置・運営、巡回相談等を行う事業

イ 子ども支援者研修事業

被災児童に接し支援する機会のある保育士、児童指導員、保健師、看護師、児童委員、教員等に対し、被災児童に対する支援能力の向上を目的とした研修を行う事業

ウ 心身のケア相談会・講習会等実施事業

被災児童及びその家族を対象とした、被災児童の心又は体の健康に関する相談会・講習会の開催等を行う事業

エ 被災児童等の交流会実施事業

被災児童及びその家族の相互交流や避難先地域住民等との交流を促進することにより、被災児童の心又は体の健康の回復に資する事業

オ 被災児童等支援施策広報事業

①～④に掲げる事業、その他被災児童等を支援する施策・制度等の周知・広報を行う事業

カ その他被災児童の心又は体の健康の回復に資する事業

被災児童の心又は体の健康の回復に資する事業であって、①～⑤に掲げる事業に該当しない事業

② 対象者

対象者は、被災児童及びその家族とする。

③ 実施主体

実施主体は、被災県、被災指定都市等及び被災県内の市町村とし、この事業の全部又は一部を実施主体が適当と認めた者に委託することができる。

④ 留意事項

ア 本事業の実施を通じて知り得た個人情報の適切な管理や秘密の保持について、規定を定める等より万全を期すこと。

イ 被災児童の心の健康に関する相談・援助を行う者は、児童精神科医、臨床心理士等の当該業務にかかる専門知識を有する者が行うこと。

ウ 被災児童の体の健康に関する相談・援助を行う者は、医師、看護師、保健師等の当該業務にかかる専門知識を有する者が行うこと。

エ 本事業の実施に当たっては、県・市町村間や近隣市町村間で適宜連携を図り、円滑な実施に努めること。

(5) 児童福祉施設等給食安心対策事業

① 事業内容

東日本大震災に係る対応として、児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のため、以下の取り組みを支援する。

ア 事前検査

児童福祉施設等の給食用食材の放射線検査を実施する。

イ 事後検査

児童福祉施設等の給食一食全体について、提供後に検査を実施する。

② 実施主体

#### ア 事前検査

事前検査の実施主体は、福島県、郡山市、いわき市及び福島県内の市町村（郡山市及びいわき市を除く。以下同じ。）とする。

#### イ 事後検査

事後検査の実施主体は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県及び長野県並びに郡山市、いわき市及び福島県内の市町村とする。

### ③ 実施方法

事業の実施に当たっては、市町村の検査に係る意向を確認するとともに、衛生部局等関係部局との情報共有や連携を図ること。また、検査結果は、県、市町村、児童福祉施設等のホームページに掲載することなどにより、品目名、測定結果、検出限界等を随時、適切に公表を行うこととし、必要に応じて、保護者等に対する説明会等を行うこと。

#### ア 事前検査

児童福祉施設等の給食用食材について、給食として提供する前に検査するものとする。検査品目については、域内の食品の検査状況、使用量及び頻度等を勘案するなど検査の必要性の高い品目を選定するものとする。

#### イ 事後検査

##### （ア）対象施設の選定

郡山市、いわき市及び福島県内の市町村においては、1施設程度を選定する。

福島県以外の特定被災地方公共団体又は汚染状況重点調査地域である県においては、1県につき、2市町村からそれぞれ1施設程度を選定する。

ただし、一定期間ごとに、対象施設及び市町村を変更することができるものとする。

##### （イ）検査方法

実際に提供した児童福祉施設等の給食について、一食全体を検査機関に依頼して検査するものとする。

一食分又は数日分をまとめて検査することとするが、実情を踏まえて効率的な方法とすること。

検査機関については、食品衛生法上の登録検査機関など信頼のできる機関を選定すること。

## (6) 保育料等減免事業

### ① 事業内容

東日本大震災に伴う被災者に対し、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく特定教育・保育施設等の利用者負担額（保育所及び幼保連携型認定こども園を利用する保育認定の子どもに限る。以下、「保育料」という。）及び児童入所施設徴収金（以下「保育料等」という。）の減免を実施する。

### ② 対象者

対象者は、東日本大震災により被災した者とする。

### ③ 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市（以下「都道府県等」という。）及び市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）（本事業の対象者が居住する自治体に限る。）とする。

### ④ 実施方法

ア 東日本大震災に伴い、不時のやむを得ざる支出が必要になる等の事情により世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると都道府県等又は市町村が認め、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第 4 条第 2 項から第 4 項まで及び第 14 条の規定に基づく保育料の区分、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号厚生事務次官通知）に基づく徴収基準額表の階層区分を変更したとみなした場合等の減免相当額について本事業により補助を行う。

イ 本事業の対象者については、東日本大震災により被災したことについて、次に示す方法などにより確認すること。

(ア) 「罹災証明書」又は「被災証明書」による確認

(イ) 東日本大震災により被災を受けた地域に在住していたことを証する書類

(ウ) その他、東日本大震災により被災したことが確認できると都道府県等又は市町村が認める方法

### ⑤ 留意事項

ア 人口流出防止等の市町村等の個別事情による減免については、本事業の対象とはならないこと。

イ 東日本大震災以前に、都道府県等又は市町村が独自に減免を実施していた場合には、当該減免後の保育料等からの減免相当額について本事業により補



助を行うこと。なお、子どものための教育・保育給付費負担金の支弁にあたっては保育料の区分、児童入所施設措置費等国庫負担金の支弁にあたっては徴収基準額表の階層区分の変更は行わないものとする。

### 3 国の助成

国は、都道府県等が実施する事業及び市町村が実施する事業に対し都道府県が補助する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。